

## 「三重県手話施策推進計画」にかかる取組の検証及び手話を取り巻く環境の変化

### 1. 「三重県手話施策推進計画」にかかる取組の検証

#### 総括

「三重県手話施策推進計画」に基づき、手話通訳を行う人材の育成や手話の普及等に取り組みました。「登録手話通訳者数（県）」は、計画策定時の 92 人から令和元年度実績で 106 人に増加し、「手話に触れたことのある子どもの割合」は計画策定時の 59.4%から令和 2 年度調査で 72.9%になるなど、一定の成果が見られます。

しかし、各施策においては課題も多く、手話に関する施策を引き続き推進していく必要があります。

#### 【施策 1 情報の取得等におけるバリアフリー化等】

知事定例記者会見での手話通訳の実施や、県のイベント・会議等における手話通訳による情報保障の確保など、手話による情報の発信等に努めました。

また、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、手話通訳者等の派遣やろう者からの相談対応を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクをふまえ、遠隔手話サービスを導入しました。

聴覚障がい者災害支援サポーター登録を推進するとともに、災害における聴覚障がい者の支援に関する協定について、新たに 3 市町を加え、11 市町と協定を締結しています。

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、県に対してその意思を表示することができるよう、引き続き手話による情報の発信等に努める必要があります。

また、ICTを活用した新たな意思疎通支援について周知を進めるとともに、災害その他非常の事態において、ろう者が手話による情報の取得等ができるよう、聴覚障がい者災害支援サポーターの登録や市町との協定締結の推進、協定締結市町との災害発生時の対応の検討に取り組む必要があります。

#### 【施策 2 手話通訳を行う人材の育成等】

手話通訳者の育成について、手話通訳者養成講座を開催するとともに、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施しました。また、県南部地域における手話通訳者の確保に向け、新たに伊勢市で手話通訳者養成講座を開催し、手話通訳者養成講座を受けやすい環境整備に努めました。

また、市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について手話通訳者養成へつながるよう、手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムを策定しました。

取り組みの結果、登録手話通訳者数（県）は計画策定時の 92 人から令和元年度末で 106 人と増加していますが目標には届いておらず、合理的配慮による手話通訳者等の派遣要請への対応や遠隔手話サービス等の ICT を活用した新たな意思疎通

支援への対応をふまえ、手話通訳者及びその指導者の育成など、ろう者が意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備・拡充に引き続き取り組む必要があります。

### 【施策3 手話の普及等】

県民が一人でも多く手話に触れ、手話を学べるよう、簡単な手話単語の動画を県ホームページ等に掲載するとともに、県民向け手話講座を開催しました。

また、県・市町職員を対象とした手話研修や教職員向けのインターネットを活用した研修講座を開催しました。

小中学校において、手話教室等による体験学習など、児童生徒の発達段階に応じた学習が行われるよう、情報提供を行いました。

また、高等学校では、県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施するとともに、部活動等で地域の関係機関と連携し、手話通訳者を講師とし手話教室を実施しました。

聾学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に進め、実際に手話による挨拶や指文字を行うことで、児童生徒が手話をより身近に感じることができました。

取り組みの結果、手話に触れたことのある子どもの割合は計画策定時の59.4%から令和2年度は72.9%と増加しています。

手話のさらなる普及を図るため、手話講座の開催やホームページによる情報提供の拡充に取り組むほか、引き続き職員を対象とした手話研修や教職員向けのインターネットを活用した研修講座等を開催する必要があります。

また、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会を設けるなど、引き続き、手話についての理解啓発を図る必要があります。

### 【施策4 ろう児等の手話の学習等】

聾学校に在籍するろう児が、手話により様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いて手話の学習に取り組みました。また、学校生活全般をとおして、手話の学習及び手話による学習に取り組み、幼児期から手話の教育を受けることができる環境整備に取り組みました。

また、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、手話研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会として「公開手話講座」を実施しました。

聾学校に在籍するろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施し、令和元年度末で延べ1,292人が参加しました。

今後も聾学校に在籍するろう児の学校生活全般をとおした手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組むとともに、聾学校や聾学校以外の教職員が参加できる研修会等について計画的に実施する必要があります。

また、聾学校に在籍するろう児の保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図る必要があります。

#### 【施策5 事業者への支援】

県内各ハローワークと県が共催する障がい者就職面接会において、手話通訳者を派遣したことで、企業とろう者のマッチングにつなげることができました。また、公正採用研修会において、幅広い事業所に対して合理的配慮の提供義務等について周知を図りました。

バリアフリー観光を推進するため、県内の観光施設、宿泊施設を対象にバリアフリー観光に係る実態調査やアドバイスを行いました。

引き続き、ハローワークと県が共催する障がい者就職面接会に手話通訳者を派遣するとともに、労働局等と連携し、雇用の分野における合理的配慮としての手話の使用について、周知を図る必要があります。

また、県内の観光施設、宿泊施設に対し、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいのある方々への対応等を含めたバリアフリー観光について取組を進める必要があります。

#### 【施策6 手話に関する調査研究の推進】

三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた新しい手話表現について、ボランティア等への周知に取り組みました。

引き続き、ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する必要があります。

## 2. 手話を取り巻く環境の変化

近年の手話を取り巻く環境の変化と課題は次のとおりです。

- ・情報アクセシビリティの向上では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として新たに導入した遠隔手話相談・遠隔手話サービスや、今後国において整備が進められる電話リレーサービスなど、ICTを活用した新たな意思疎通支援の導入が進んでおり、広く周知するとともに利用促進を図る必要があります。
- ・コロナ禍でのオンライン会議の普及やソーシャルディスタンスの確保の観点から、手話による情報伝達の新たな可能性も見直されてきたことから、これを契機に次代を担う子どもたちを含め、手話のさらなる普及を図る必要があります。
- ・自然災害の激甚化・頻発化により、災害発生時の情報保障の必要性が増している状況であり、「災害における聴覚障がい者の支援に関する協定」の締結促進及び災害発生時の対応の検討を進める必要があります。